

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 届出者の住所及び名称
東京都港区東新橋一丁目9番3号
日本通運株式会社

- 2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地
日本通運株式会社 東京航空支店
成田空港第二物流センター保税蔵置場
千葉県成田市神泉36番地2

- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨作亜鉛メッキ鋼板葺平屋建及び土地
1棟及び土地の一部 12,008平方メートル

- 4 蔵置貨物の種類
輸出入一般貨物

- 5 許可期間
自 平成22年6月15日
至 平成28年1月22日

平成22年6月15日

東京税関長 樋口 俊一郎